

泉区内の福祉活動を応援します！

令和7年度 福祉事業振興助成金 募集要項

「福祉事業振興助成金」の趣旨

「住みなれた地域において、安心して暮らしたい」という気持ちは、誰しもの願いです。このような願いを叶えるには、公的な施策とともに、地域での共助活動がなければ成し得ることができません。

そこで、泉区民の方々等から寄せられた“寄附金”を財源に、地区社協・市社協 泉区事務所と連携をし、誰もが心豊かに安心して暮らし続けられる地域福祉を実現していくことを目的とした様々な福祉活動に対して資金面で支援を行います。

◆ 受付期間 ◆

令和7年1月6日(月)～令和7年2月3日(月)

(社福) 仙台市社会福祉協議会 泉区事務所

〒 981-3131 仙台市泉区七北田字道 48-12

☎ 372-1581 FAX 372-8969

事業助成について

1 助成対象事業

- ① 児童の豊かな心を醸成するための育成活動
- ② 障がい者の可能性を引き出し、地域生活を応援する活動
- ③ 生きがいある老後を支援するための活動
- ④ 地域の共助のしくみを促進する活動

上記①～④のいずれかをテーマとして、地区社協又は団体が地区社協や泉区事務所との連携・協働を図り実施する。

2 助成対象経費

	費目	使途	助成上限額
1	消耗品費	文房具代、テキスト・書籍代、作業用具代、コピー用紙代等	30,000円
2	食材・茶菓代	調理を伴う食事の食材費、サロンで提供する茶菓代等	実費
3	食事・弁当代	食事代、弁当代	1回1人当たり600円
4	印刷製本費	チラシ等印刷代、コピー使用料	あわせて20,000円
5	通信運搬費	電話・FAX使用料、切手代、送料代	1日当たり1,000円
6	光熱水費	電気代、水道代、ガス代	1日当たり1,000円
7	バス借上げ代	車両レンタル代、バス借上げ料、燃料代、高速料	1回当たり60,000円
8	交通費	ボランティアの交通費（バス代、鉄道運賃、ガソリン代）	あわせて10,000円
9	賃借料	会場借上げ料、入場料、物品レンタル料等	会場借上げ料：1日当たり10,000円 入場料等：1回1人当たり500円 ※1,000円以内の入場料を対象とする。超える場合は助成対象経費から除外する。
10	講師謝金・旅費	外部講師への謝金	1時間最大10,000円 交通費は実費
11	保険料	ボランティア保険（宮城県） 行事保険（宮城県）	保険加入想定最大料金の例 1人670円（ボランティア保険天災プラン料金） 1人30円（行事保険Aプラン料金）

※ただし、機材のみの申請や主催者の食事代、内部講師謝金、人件費及び費用弁償費、その他通常の団体運営にかかる経費と認められる費用は対象外とします。

3 助成金額

- ▶ 1 団体助成金上限額 10 万円（複数事業可）
- ▶ 総助成金額 400 万円

4 事業実施期間

令和 7 年度実施事業

5 申請団体

地区社協や仙台市社協泉区事務所と連携事業を行う ボランティア団体・市民活動団体/NPO

6 申請条件

- (1) 申請事業において、行政または他団体から資金助成がされていないこと。
例：地区社協の小地域福祉ネットワーク事業に含まれる事業等
- (2) 地区社協や仙台市社協泉区事務所と連携、協働して取り組む事業に限る。
- (3) ボランティア団体・市民活動団体/NPO は申請書類に地区社協会長確認が必要。
- (4) 同事業による申請は 3 回まで（平成 30 年度を起点とする）、かつ、テーマを変えて申請する場合は 1 団体最大 6 回までの申請を限度とする。
※「1 助成対象事業」の同一テーマによる事業は同事業とみなします。
※ただし、令和 2 年度事業については、新型コロナウイルスの影響を考慮し、3 回のカウントから除外する。
- (5) 申請事業費総額の 30%以上を自己資金（参加者負担金等を含む） で賄えること。
※事業報告時においても自己資金が 30%を超えていることを確認。

7 募集受付期間

令和 7 年 1 月 6 日（月）から令和 7 年 2 月 3 日（月）まで（消印有効）

8 申請書類

「福祉事業振興助成金申請書」（様式 1）に必要な事項を記入のうえ、事業計画及び予算書等と一緒に提出してください。

9 審査および結果通知

書類審査

審査結果については、審査終了後に各申請団体あてに書面にて通知します。
送金は 4 月中を予定しています。

10 事業実施の留意事項

- (1) 助成事業の中止や内容に変更が生じた場合は、事前に書面にてご連絡ください。
- (2) 広報紙や各種資料などへの掲載は、本会の助成である旨を明記してください。
- (3) 申請内容と事実が異なる場合、事業実施報告が未提出の場合は全額返金させていただきます。
- (4) 営利を目的とする事業及び団体メンバー限定の趣味・娯楽・親睦を目的とする事業は対象となりません。
- (5) 決定した助成金は、団体名義の口座に振込みます。(個人名義不可)
- (6) 事業の中止や、規模縮小等により執行残額が生じる場合は、年度内にご返金いただきます。返金の可能性が生じた場合は早めにご相談ください。

11 事業実施報告について

助成事業終了後 1 か月以内に、下記様式を提出してください。

- (1) 事業実施報告書 (様式 2)
 - (2) 事業収支報告書 (様式 3) ※単一事業は様式 3-①、複数事業は様式 3-①及び②
 - ・ 報告した経費に係る領収書 (写) を添付してください。
 - ・ 事業の様子が分かる写真を 2～3 枚 を添付してください。
- また、下記の場合も所定の様式提出が必要ですので、早めにご相談ください。
- (3) 申請取下書 (様式 4) …振込前に本助成金を必要としなくなった場合。
 - (4) 辞退届 (様式 5) ……振込後に本助成金を必要としなくなった場合。
 - (5) 返金届 (様式 6) ……執行残金が生じた場合。様式 2、3 と併せて提出。

【 提出・問い合わせ先 】

(社福) 仙台市社会福祉協議会 泉区事務所
〒981-3131 泉区七北田字道 48-12 ☎ 372-1581

本会ホームページから申請関係書類がダウンロードできます。

(<http://www.shakyo-sendai.or.jp>)

※1 月上旬アップロード

福祉事業振興助成金は令和8年度を以て終了します。

(当該助成金の財源である基金の残高不足のため)